

# 改正消費生活用製品安全法 の施行日

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

最近、ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故などが相次いだ。

そこで、消費生活用製品安全法が改正され、製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の国への報告が義務づけられた。

その改正の施行日が未定であったが、28日正式に決定した。

## 1 . 改正消費生活用製品安全法の施行日

改正消費生活用製品安全法<sup>(注1)</sup>の施行日は、平成19年(2007年)5月14日と決定した<sup>(注2)</sup>。

(注1) ここでいう「改正消費生活用製品安全法」とは、平成18年(2006年)11月29日に成立した「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」により改正された消費生活用製品安全法のことである。それゆえ、改正消費生活用製品安全法の施行日とは、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」の施行日のことである。

(注2) 平成19年(2007年)2月28日付、官報(号外第39号)に掲載された「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」による。

## 2 . 【参考】改正の概略

### (1) 概略

(1) 重大製品事故についての報告義務	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づける。
(2) 主務大臣による公表	主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表する。
(3) 関連事業者の責務等	小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求める。 販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求める。



## (2) 参考レポート

「消安法改正案による製品事故の報告義務づけ - ちょっとキーワード 7 - 」(堀内勇世、2006.10.26 作成)

「2006年に成立した主な法律改正」(堀内勇世、2006.12.27 作成)

## (3) 参考HP

経済産業省の次のホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20070223001/20070223001.html>